

## 令和 8 年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業 業務説明資料

### 1 業務名

令和 8 年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業

### 2 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 履行場所

浜松市内ほか

### 4 業務の目的

浜松市農業振興ビジョンの基本理念である【豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現】のため、全国の「食に関心のある小学生とその親」をターゲットとして、浜松市の食資源（農林水産物や食）を活用したオンライン体験イベント等を実施する。

浜松市の食資源の魅力を効果的に発信することで、認知度向上と“浜松産”への愛着を育む。

### 5 業務概要

オンラインイベント（オンラインキッチンほか）の実施

### 6 業務内容

- ① 浜松市産の食材を使ったオンラインによる料理イベント「オンラインキッチン」を実施すること。「オンラインキッチン」の実施に当たっては、次の(1)～(10)を要件とする。
- ② 「オンラインキッチン」以外に、「4 業務の目的」を達成するために有効な事業を実施すること。

#### 【①「オンラインキッチン」の要件】

##### (1) 回数、定員について

- ・ 原則として 2 回以上実施し、合計 40 組以上を定員とする。
- ・ ただし、この回数、人数を減らすことで、後述する「オンラインキッチン以外の事業」の実施と併せて事業全体の効果を高められる場合は、回数、人数を減らす提案をすることも可。

##### (2) 食材について

- ・ レシピのメインとなる食材は浜松市産の食材とする。

- ・ メインとなる食材以外にも、できるだけ浜松市産の食材の使用を検討すること。
  - ・ 農林水産物の認知度向上、今後の販売拡大等の効果を含めて食材を提案すること。
  - ・ 複数回実施する場合、メインとなる食材およびメニューは回ごとに異なる内容とする。(例：夏にウナギを使った主菜レシピ、秋に次郎柿を使ったデザートレシピ など)
  - ・ 浜松市が広大な面積を有し、湖、海、川、山、平野等の多様な地域性を有することを考慮し、様々な地域で生産される食材を使用するよう努めること。
  - ・ メインとなる食材は事前に参加者に郵送する。郵送する食材に係る食材費、郵送料は参加者から徴収せず、本業務委託契約金額に含めることを想定している。
- (3) 講師について
- ・ 講師はプロの料理人（料理系インフルエンサーも可）とする。
  - ・ 全国的な知名度がある、浜松にゆかりがある、浜松市内の店舗に在籍しているなど、講師として選定した理由を含めて提案すること。
- (4) レシピについて
- ・ 対象である小学生が取り組みやすい難易度とする。
  - ・ 参加者が用意する食材や道具は一般的なものとし、一般家庭で用意しやすく、一般的なスーパー等で購入できるものとする。
- (5) 実施にかかる費用について
- ・ 実施にかかる費用は原則として参加者から徴収せず、本業務委託契約金額に含めること。
  - ・ 材料費等として参加者から費用を徴収することで事業効果が向上すると見込まれる場合は、その旨を提案できる。この場合、参加者からの費用の徴収、材料費等への充当等、本委託業務内で実施する。
- (6) 浜松市公式 Instagram「はまのう」との連携について
- ・ 可能な範囲で浜松市公式 Instagram「はまのう」と連携した手法で事業を実施する。
- (7) 参加者募集について
- ・ 対象は全国の小学生とその親とする。
  - ・ 参加者募集のランディングページ作成等、告知に必要な素材（実施概要、メニュー概要、素材写真等）およびそれらを記載した告知バナーを作成する。なお、ランディングページは委託者が浜松市ホームページ「はままつフードパーク」内に委託者が作成する。

- ・ 募集にかかるイベントの告知は、デジタル広告および「受託者や講師の所有する SNS 等」で受託者が実施する（デジタル広告については次項(8)を参照）。なお、委託者も浜松市公式 Instagram「はまのう」等を利用して告知を行う。
  - ・ 申込みの受付は、委託者が用意する申込フォームを使用して委託者が行い、定員を超えた申込みがあった時の抽選は委託者が行う。
  - ・ 申込み者への抽選結果連絡および参加者への連絡は受託者が行う。
- (8) デジタル広告について
- ・ イベントを告知するための効果的なデジタル広告について提案すること。
  - ・ 広告プラットフォームは、ターゲット市場の状況を踏まえて情報の到達確度が高い媒体を選択するものとし、業務の目的を達成するために最適な配信方法や配信回数、配信時期について、委託者と協議のうえ決定すること。
  - ・ デジタル広告にかかる費用は、事業全体にかかる費用の 1/10 以内とすること。
- (9) 実施について
- ・ 講師が実演する会場の想定を提案すること。
  - ・ 参加者に対し、事前に当日の注意事項やレシピの送付等を行う。
  - ・ オンラインでの実施とし、講師と参加者がリアルタイムでやり取りできる。
  - ・ 必要に応じて講師とは別に司会を用意するなど、円滑に実施する。
  - ・ 参加者が分かり易いよう、調理場面を拡大して表示する、工程ごとに進捗状況を確認する、参加者から随時質問を受ける等の工夫をする。
  - ・ 参加者へ講師側から声掛けや進捗の確認をするなど、参加者が一体感を感じるような運用をする。
  - ・ 使用する食材の生産者および生産現場（圃場、漁場、畜産上等）の紹介を行い、その方法は現地からの中継や録画によることとする。
  - ・ その他、浜松市産の食材への愛着形成が進む内容を検討すること。
  - ・ 実施後、参加者アンケートを実施する。
- (10) 動画の作成について
- ・ イベントは録画し、レシピ用動画として公開するためにレシピごとに短く編集する。動画は YouTube で公開を予定しているため、公開できる形式とする。
  - ・ 参加者が動画に表示される場合は、表示されている参加者名で個人名がわからないように加工、公開を希望しない参加者を加工するなどの対応をする。
  - ・ 動画の権利は委託者に帰属するものとし、契約期間終了後も公開を続ける想定とする。なお、権利関係により公開期間が限定されるものについては、最低 6 か月間の公開可能期間を確保する。

(参考)

- ・ 「過去参加者アンケート」の内容を考慮して提案すること。アンケートはプロポーザル参加事業者に送付する。
- ・ 過去に実施したオンラインキッチン申込数の等々を下記に示す。また、内容・動画等については下記 URL を参照すること。
  - 令和 4 年度
    - 第 1 回：応募者数 386 人（定員 20 人）
    - 第 2 回：応募者数 784 人（定員 40 人）
  - 令和 5 年度
    - 第 1 回：応募者数 739 人（定員 20 人×2 回）
    - 第 2 回：応募者数 416 人（定員 20 人×2 回）
  - 令和 6 年度
    - 第 1 回：応募者数 275 人（定員 20 人×2 回）
    - 第 2 回：応募者数 214 人（定員 20 人×2 回）
  - 令和 7 年度
    - 第 1 回：応募者数 330 人（定員 30 人×1 回）
    - 第 2 回：応募者数 64 人（定員 30 人×1 回） ※参加費 1,100 円
  - URL

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/foodpark/online-kitchen/top.html>

#### 【②「オンラインキッチン」以外の事業の提案について】

- ・ 4 に記載するこの事業の目的達成のための事業を「オンラインキッチン」と併せて提案すること。
- ・ 原則として事業はオンラインで実施する。
- ・ 一般の参加者を募集する事業の場合、参加可能数は提案によるものとする。
- ・ 一般の参加者を募集する事業の場合、参加費は無料を原則とする。ただし、参加者のうち希望者にのみ有料で事業で取り上げる商品等を送付する等、事業の一部において有料とすることは可（必須ではない）。
- ・ 一般の参加者を募集する事業の場合、対象は原則として「食に関心のある小学生とその親」とする。ただし、事業の目的を踏まえたうえで、これ以外を提案することも可。
- ・ その他、参加者の募集にかかることなどは「オンラインキッチン」に準ずるものとする。
- ・ この事業とオンラインキッチンの予算配分は契約上限金額の範囲内で提案によるものとする。

(事業例)

- ・ オンラインでの産地ツアー、食文化体験
- ・ EC サイトでの販売促進
- ・ オンラインキッチンの拡充（単なる回数増、参加人数増ではなく、新たなコンセプトを追加する等）
- ・ オンラインとリアルのハイブリッド実施 など

## 7 成果物

- (1) ～ (4) については電子データにて提出すること。
- (1) 事業報告書（記載内容は委託者と調整すること）
  - (2) イベント動画（DVD-Rにて納品すること）※オンラインキッチンでは必須
  - (3) 打合せ議事録
  - (4) 一般参加者アンケート
  - (5) 個人情報破棄の届出書

## 8 その他

- ・ 契約締結後、速やかに業務予定表を委託者まで提出すること。
- ・ 本業務に必要な人員を配置し、責任者を明確にし、委託者に報告すること。
- ・ 委託者と随時打合せを行い、業務の進捗状況、課題等の検討状況を報告すること。
- ・ 受託者は、事前に委託者の承諾を得た場合、本業務の実施にあたり、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- ・ 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・ 受託者は、成果品について、第三者が権利を有する著作物（「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な手続き受託者の責任において行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合も受託者の責任において一切を処理すること。
- ・ その他、受託者が本業務の履行にあたり、受託者の故意により利用者その他の第三者に損害を生じさせた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 本業務に関して知り得た情報を他に漏洩し又は本業務委託以外の目的に使用してはならない。業務委託期間が終了し又は業務委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 本業務の遂行に必要な個人情報の収集に当たっては、委託者が用意する専用フォームを使用することを標準とするが、必要に応じて、委託者と協議のうえ決定すること。

- ・ 個人情報については、契約書に基づき取り扱うこととする。なお、業務において個人情報を扱う場合、個人情報を含む受託者の機器等については、盗難防止措置、権限管理等を適切に行うものとし、本業務終了後にデータ消去等を実施すること。なお、データ消去等完了後には委託者に「個人情報廃棄（返却）報告書」を提出するものとする。
- ・ 本業務の遂行にあたっては、環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- ・ 本業務における基本的な仕様は以上のとおりであるが、企画提案書の内容により受託者（選定業者）と協議のうえ、一部を変更する場合もある。
- ・ 本説明資料に記載のない細部の事項については、契約時または契約後に協議して決定する。